道事業債同意等額に〇・〇〇一三を、高料金対策簡易水道資本費から一七四を控除した数に高料金対策簡易水道有収水量を乗じて得た数に〇・〇〇〇三二を、市町村立等病院病床数に九五・四を、市町村立等病院特例病床数に四三・九を、市町村立大学附属病院病床数及び市町村立リハビリ病院病床数の合計数に六六・八を、市町村立等病院事業債元利償還金のうち平成十三年度以前に発行を許可された市町村立等病院事業債及び平成十四年度に発行を許可された市町村立等病院事業債のうち平成十三年度以前に基本設計等に着手した事業（以下この号において「平成十三年度以前からの継続事業」という。）に係るものの元利償還金にあつては〇・〇七六を、平成十四年度に発行を許可された市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては〇・〇五七を、平成十五年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇四〇七を、平成十四年度に基本設計等に着手した事業（以下この号において「平成十四年度からの継続事業」という。）に係るものの額に〇・〇〇三〇五を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三〇五を、平成十六年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇四四五を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三三一を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三三一を、市場公募都市の平成十七年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三八二を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二九三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外

病床数に九七・〇を、市町村立等病院特例病床数に四四・三を、市町村立大学附属病院病床数及び市町村立リハビリ病院病床数の合計数に六七・九を、市町村立等病院事業債元利償還金のうち平成十三年度以前に発行を許可された市町村立等病院事業債及び平成十四年度に発行を許可された市町村立等病院事業債のうち平成十三年度以前に基本設計等に着手した事業（以下この号において「平成十三年度以前からの継続事業」という。）に係るものの元利償還金にあつては〇・〇七七を、平成十四年度に発行を許可された市町村立等病院事業債のうち平成十三年度以前からの継続事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては〇・〇五八を、平成十五年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇四一一を、平成十四年度に基本設計等に着手した事業（以下この号において「平成十四年度からの継続事業」という。）に係るものの額に〇・〇〇三〇八を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三〇八を、平成十六年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇四五〇を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三三四を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇三三四を、市場公募都市の平成十七年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇三八六を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二九六を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇二九六を、市場公募都市以外の市町村の平成十七年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に